

野川べりの「外環道地権者」の皆様へ



～野川べり・入間川沿い地権者、近隣の方々へ～

緊急・「家屋調査」と「建築制限」から資産を守る「勉強会」報告

成城3丁目、4丁目の大深度や区分地上権の方々のお家に「家屋調査」の業者が来たということを受けて、その対応について、勉強会が開かれました。(参加者29人)

＜質問・意見ー 4月29日＞

- ・家屋調査を拒否する家は、その旨を紙に書いて出せ。と業者に言われた。
- ・家屋調査は、お断りします だけで済んでいる。
- ・家屋調査を拒否する人がいても、工事は進むのか？
- ・写真を撮ってもらった方がいいという人もいる。



＜国の対応＞

平成18年まで、国は「外環道は土地利用に制限をかけないので資産価値の低下はない」と説明してきました。ところが昨年あたりから、「地上への影響は何らかの影響は出るはずです。」と環境の変化を認めております。ただし「それは軽微なものです」と大畑俊和・国土交通省関東整備局計画課長は答えています。「軽微ってどの程度のことですか。」との質問には一切答えることができません。

大きな道路はもういらないで！
自然をこわさないで！
まちをこわさないで！



このような国の態度では、今「家屋調査」に協力することは、工事を進めることになります。家が傾いたりした場合、どんな補償をするのか、その基準を国は示すべきです。それに民家の真下を地権者に断りもなく、国は掘ることが出来るというのはおかしいではありませんか。

憲法第29条「財産権」  ＜家屋調査・測量などの業者への対応に参考にしてください＞

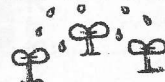
①財産権はこれを侵してはならない。

③私有財産は、正当な補償のもとに、これを公共のために用いることが出来る。

(この条文は、仮に公共のためであっても「ただ」では使えませんよと明言しているのです。)

民法第207条

「土地の所有権は法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」



＜私たちの対応＞



・業者に何か不当なことを言われた場合、会社名と本人の氏名確認し(名札で)、お電話かメールをください。業者に抗議します。私たちの方から、「紙に書いて出すもの」は、何もありません。

・東京都知事に対する「異議申立書」298通を都知事に提出(188通、野川べりの会・5月7日)



第9回「野川べり住民・地権者交流会」開催のお知らせ

開催期日 2015年5月17日(日) 午後1時30分～4時

場所 かわせみ館(パークシティ前緑地公園、谷戸橋近く・狛江市東野川4-16-39)

主催者 外環道検討委員会(お問い合わせは世話人金子まで)

☎080-1176-0221 メールアドレス gaikan@loveboat.cx



区分地上権の設定が必要

家が傾き
壁にヒビ?

大深度より浅いトンネルの上の土地には
先買権設定や建築制限がされ、
売買や建替には届出や許可が必要。
区分地上権が設定され、変更登記をしなければならず、地下利用にも制限。

大深度地下

立ち退き

近隣

計画変更で
超巨大トンネル
が足元に!

ランプトンネル

36~54m
止水領域

本線とランプを
分合流させる!
地中拡幅部

ランプ

本線トンネル

トンネル本体だけでも!
直径30m~40m

止水領域は薬液注入または凍結で
トンネル内部への浸水を防ぐ

大深度トンネル上
の土地では
先買権設定や
建築制限がされ
売買や建替えには
届出や許可が必要。

家や土地を
自由に売れなくなる。
建替も自由にできない。
届出しないと
50万円以下の過料。

本線トンネル

5階建ビルの高さに相当。これでも十分巨
大であり、地下水への影響が懸念される。

大深度地下より浅い地下

40m

大深度地下

汚染が
心配!

- 2014年7月に素案が発表された変更計画によると、地中拡幅部は、最大直径54mの巨大な円形トンネルになる(止水領域を含む)。
- 現計画に比べて断面積も最大約2倍に。
- しかも地中拡幅部の長さは合計約2.7kmに及ぶ。
- これだけの変更があっても、地下水圧への影響は不変、という。
- 環境影響評価をやり直す条件には該当しない、という。
- 工事費の変化も説明しない。(以上、説明会・オープンハウスでの説明と配布資料による)



お知らせ「家屋調査」依頼を受けた野川べりの方々へ

今年3月の末、成城4丁目の大深度や区分地上権の方々のお宅に、中日本高速道路株式会社から、「本線トンネル工事に伴う家屋調査」について、というチラシが入りました。

そして中央クリエイトという会社の社員が「調査の日いち」を決めてくれときた家もあるとのこと。この家屋調査はどんな意味があるのでしょうか？

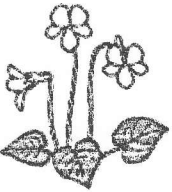


緊急「家屋調査」と「建築制限」から資産を守るための勉強会

～参加費は無料です。～

このチラシが配布された地域のお宅は、次の2点を下記に至急連絡・確認してください。

- ・ 東京外かく環状国道事務所 フリーダイヤル(0120-34-1491)
- ・ 世田谷区都市計画課(03-5432-2455)



- ① このたび、外環のために建築制限(都市計画法65条)がかかってしまっているかどうか。
- ② 自由に土地を売却譲渡のできない地域に指定(都市計画法67条先買い権)されてしまっているかどうか。

その上で、事業者がこのたび要望している「家屋調査区域」にかかっているかどうかお確かめください。上記①②の制限がかかっている場合は、上記2件のあなたの財産に関する違法な制限を認めることにつながります。

財産を守るために家屋調査の依頼にどうこたえるべきか。他区市の具体的な事例をご紹介します。上記2件の制限を認めてしまったために何が起こったか、具体的にご紹介し、対策を考えます。



すでに「家屋調査」を承諾されてしまった方もどうぞご参加ください。

平成15年～18年にかけて、国は「外環道は土地利用に制限をかけないので、資産価値の低下はない」と説明してきました。勉強会当日は、参加者にこれらの証拠資料も配布し、一体なぜ、資産価値を下げるような制限が行われ、そしてそれがどのようにあなたの資産に係るのか、具体的に明らかにします。

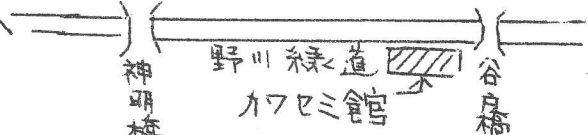
緊急・「家屋調査」と「建築制限」から資産を守る勉強会の開催

外環道検討委員会は、平成20年に、国と都に協力した「地域課題検討委員会」の参加者が、その後継続して沿線7区市と連携、外環道の地域に対する影響を研究している会です。

開催期日 2015年4月29日(水) 午後1時30分～3時30分

場所 かわせみ館(谷戸橋近く・パークシティ前緑地公園・狛江市東野川4-16-3)

主催者外環道検討委員会(お問い合わせは世話人金子まで・☎080-1176-0221)

二子玉川へ  メールアドレス gaikan@loveboat.cx

神明橋

野川緑道
かわせみ館

谷戸橋



< 2015年 4月22日 >